

《消費税引き上げに係る増収分の使途状況について》

少子高齢化の進展に伴い今後も増加が見込まれる社会保障経費の財源を確保するため、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられており、増収分については、すべて社会保障経費の財源とし、使途を明確にすることとされています。

平成27年度決算における中能登町での増収分及び充当事業は、以下の通りです。

【歳入】

平成27年度 地方消費税交付金(社会保障財源分) 156,381 千円

【歳出】

地方消費税引上げ分の使途一覧

(単位:千円)

充当事業		事業費	国県支出金	地方債	その他	一般財源	うち引上げ分
社会福祉	保育園運営費	278,106	87,449	0	11,128	179,529	156,381
	福祉医療費支給事業	113,179	27,720	0	494	84,965	
	児童福祉事務事業	19,100	150	0	0	18,950	
社会保険	後期高齢者医療事業	71,476	53,607	0	0	17,869	
	老人福祉事務事業	271,785	0	0	0	271,785	
	保健衛生事業	151,207	85,549	0	0	65,658	
保健衛生	感染症予防事業	49,816	2,202	0	0	47,614	
	保健事業	25,330	882	0	0	24,448	
	母子保健事業	17,982	765	0	0	17,217	
合計		997,981	258,324	0	11,622	728,035	